

令和7年度 第2回丹波市議会議員政治倫理審査会 摘録

開催日時 令和7年12月26日（金） 午後1時30分から
開催場所 丹波市役所3階議事堂第3委員会室
出席者 会長 大内ますみ 副会長 駒林 良則
委員 杉岡 秀紀 委員 拝野 茂
委員 近藤 紀子

議会事務局長 井尻 宏幸 議事総務課長 豊嶋 忠夫
議事総務課副課長 吉岡 靖志

1 開会

事務局からオンライン会議を行うことと会議環境確認の後、会長より開会の発言があった。

2 あいさつ

会長よりあいさつがあった。

3 第2回審査会会議録の確認

事務局 前回12月8日の会議では、会議記録は、他市の例を参考に、委員や出席議員等の発言内容の要点をまとめる要約筆記として作成し、発言者については、会長、副会長、委員、議員、事務局、参考人等の役職名のみの記載とし、丹波市ホームページで公開することを事務局素案に基づいて会議に諮っていただき決定された。

本日、第1回の会議録案をご確認いただくため、委員のみ用意している。書きぶりとしては、開会から審査に入るまでの流れ、事務局説明、確認事項は、その結果や事実を記し、審査内容については、要約筆記でそれぞれの意見の趣旨を損なわないようにまとめたものを記載している。ご意見、修正等があればご指摘をお願いしたい。

会長 何か意見等あるか。

委員 特にない

事務局 承認いただいた内容でホームページ掲載の手続きに入る。

4 審査

会長 まず、はじめに、前回の会議でいわゆる報告・連絡・相談シート以外に、働きかけの取扱いに関する要綱に基づく報告書の書式が別にあるという

ことで事務局に確認してもらった。本日はその様式を配布していないと
いうことでいいか。

事務局 働きかけの取扱いに関する要綱に基づく報告様式は配布していない。

審査に必要であればオンライン上で提示する。

会長 今回のないということでよいか。

委員 了承した。

会長 前回会議の調査請求内容を該当条文ごとに整理したものが事務局から
届けられ、既に確認いただいていると思うが、この資料の概要、整理の仕
方等で何か質問があれば伺いたい。

委員 特になし。

会長 それでは、この資料の順に従って審査を進める。重複しているものもあり、適用条文等について意見があればその都度伺うことにしたい。

委員 了承した。

会長 概要の1ページ目の一番上から、行為の概要、違反していると思われる
行為、適用条文を事務局に読み上げてもらう。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第1号」に関する事案を
朗読。

会長 この件について、背景事情等の質問があればいただきたい。あるいは、
ご意見もお伺いする。

委員 読み上げられたところを含め、今回対象となった議員の発言が感想レ
ベルのものも結構あると思っている。議員の仕事は、質問することも仕事
であるので、そのような意味においては、市長等が、この市長、副市長の
収入に関するとの発言を聞いて、非常に気分を害されて申し立てとい
うか、そういうことがあるならば、少し掘り下げも必要かと思わないこ
とはないが、これは、議員が感想をただ述べただけで、条例違反とい
ころまではいかないのではないかというのが私の所感。案件は違うけれ
ど、そのレベル、種類のことが結構多いなと感じている。あえて質問する
とすれば、今回の行為が、この条例第3条第1号にある品位及び名誉を損
なうような行為かどうかということなので、市長等がそう感じられたか
どうかというところは事実確認したいなと思った。

会長 それは、市長、副市長に質問するということか。

委員 いや、この案件が出てきたという背景が、市長、副市長がそのような問
題意識を持って、このような問題提起をされたのか、また、そこにいた
職員がそう感じて出したのかによって話の筋が違ってくると思ってい

て、そのあたりはどうかと思ったレベル。

会長 別に市長、副市長が申し立てをされたわけでもないし、これを聞いた職員が申し立てたわけでもない。調査請求者の方から、これは抵触するのではないかと調査請求をされたということ。だから、結局、こういう発言のシチュエーションからしてどうなのかと客観的判断をすればいいのではないかと。特にこの点が問題だろうということがあれば、さらに突っ込んで調査、質問をすればよいかと思うが。

委員 会長に整理いただいたとおり、議員の感想をしゃべっているだけという感じを受けた。

会長 他の委員の方からも意見を。

委員 私も事実確認というところではそうであったかもしれないが、普通の会話の中で発言されたことが、事実ではないかもしれないが、品位や名誉を損なうという行為とまでは言えないのではないかと思っている。

委員 特別職の報酬は、報酬等審議会で決定されるもので、金額云々の話については、根拠はどうか別として、特段、行為の概要にあるような品位を損なうような行為ではないと思っている。

会長 副会長いかがか。

副会長 会長の整理でよいと思う。これから出てくるのかもしれないが、言外のこうしたものは文面からでは受取りがたいところがある。職員OBの委員もおられるので、何か汲みとられた指摘等があれば調査も必要かもしれないが、これだけでは難しいと感じた。

会長 特に公の場ということでもなく会話の中での発言で、品位及び名誉を損なうとまでは言えないだろうという整理でよいか。

委員 了承した。

会長 この案件が、他の条文に重複して別のところにも出ていたと思うが、どこに上がっていたか。

事務局 この行為が違反していると思われる他条文の関係は、資料では、3ページの5。政治倫理条例第3条第4号「その地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げ、又は不公平な取り扱いをするよう働きかけないこと。」の条文での記載になる。

会長 これもどこに該当するのかというところもあるが。3ページの5に挙げられているものも含めて、特に問題ないか。この条文に抵触するかどうかというのも、少し問題があるのかなと感じる。

副会長 この4号でも難しいと思う。

会長 地位、権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げ又は不公平な取り扱いをするというのに当てはまるのかどうか。

- 委員 おっしゃるとおり、全く当てはまらないと思う。
- 会長 このことを含め、1ページの1については問題なしということでよい
か。
- 委員 了承した。
- 会長 もう少し後の話になるが、これは問題がないということも理由をつけ
て答申することになるのか。それでは、その中身についても、また、どな
たかが起案していただいた上で議論するという流れで進めることに。
- 委員 了承した。
- 会長 それでは次に入る。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第3号」に関する事案を
朗読。

- 会長 この件について、背景事情等の質問があれば先に承り、問題ありとい
うことであればご意見を伺いたい。
- 副会長 分かりにくいかが、市民プラザの指定管理者を決めるために仕様書を市
が定めているが、その仕様書が変更になったことを受けて、ある業者がそ
の仕様書の変更によって、不利益を受け、指定対象になるのが難しくなっ
てしまうという事実関係でよいか。
- したがって、今、1ページの「一法人の受託業務の仕様書に介入して
いる。」という記載があるが、私の理解が不十分なのかもしれないが、普通、
仕様書といえば、指定管理者に業務を任せることから、こういうやり方でとい
う意味でのものだと思っていたが、自信がなく伺っている。
- 会長 これは、既に指定管理者としてやっているところが意見を言いにく
いという趣旨と思った。しかも、こう言っておられましたよという市職員が
聞いた伝聞。
- 何か、事務局でコメントできることがあればお願いする。

- 副会長 続きがあるので続けてよいか。
- 前回いただいている資料、報告・連絡・相談シートの後のところで、当
該議員に対して、市長が抗議しているという9月1日付の文書がある。そ
の内容は、直接的な議員の働きかけとして、執行権への介入、人事への不
当介入に該当するもの、そして、次に指定管理業務仕様書の内容調整に
関わるものなどということになっている。素人的なイメージではあるが、仕
様書は市が作って、それに基づいて業務をしてくださいというものでは
ないかと思うが、その仕様書が変更になったからその変更はおかしいの
ではないかということで、内容調整に関わるものであるので市長名で抗

議をされているが、事実は、市の仕様書変更そのものにクレームをつけられているのか、どうかわからない。議員の発言がそのようなことに繋がるのであれば、そうかもしれないが、業者がただ単に、委託されていたが5年に一度くらいで見直しする、そうしたことでの新しく委託してもらいにくくなつたということを議員に相談されてこのような発言になつたのかということどまりというか、内容変更したことを叱責されたまでとは言えないのでと少し結論的なところで申し上げたが、私はそのような印象を受けた。事実関係そのものが違うということなら発言を訂正しなければならないと思っている。

委員 関連して、前回の「資料6」の7ページの報告・連絡・相談シートは、職員が他の人から聞いた内容であって、実際に一般質問しようと思うとかで止まっているけれど、一般質問でなにか介入するような事実があつたのか、また、他にも対面のところで介入したことがあつたのかどうかというところは分かりにくいが、これは、職員本人に聞いたことではなく誰かの話を職員が聞いたことである。その後の対応、実際、市へそういうものがあつたのかどうかというところが私は分かりにくい。

会長 調査請求で挙がっているのは、あくまでもこの7ページの報告・連絡・相談シート。市長の抗議文もあるけれど、書いてあるとおり判断する。もう一通り読めば、文字どおりではないか。

事務局から何かあれば。

事務局 先程、副会長からあつたが、7ページの資料6の6月18日の記述については、現在の指定管理を受けている事業者との関係の話ということで、先ほど37ページに及ぶ経緯については、事務局では、詳細を把握してない状況。あくまでも、これも伝聞として、現在の指定管理者が言わわれているような内容について、家田議員が対応なり何か発言されたことという認識である。

委員 1点だけ。事実確認が我々の仕事になるので、一般質問において質問しようとしているという表現が先ほどの委員さんの話である。これ実際にそんな質問をされたのかどうかというのは事実確認として検証しなければならないと思っている。加えて、質問の結果、仕様書が変更されたとかであれば介入というふうにいえるかもしれないが、質問されていないとか、あるいは、質問したけれど、伝聞の言葉によって仕様書が変わっていないのであれば、これは、介入ということには全く該当しないと思う。ただ質問しただけ、議員の議会活動であるということでお終いかなと思った。論点としては、介入に当たるかどうかであるので、実際に質問したのかどうか、その質問によって仕様書が変更されたのか、ここ

- だけは事実確認として確認してほしいと思う。
- 会長 質問をされたかどうかは客観的な事実。事務局どうか。
- 事務局 6月議会において、一般質問で家田議員が質問されたかどうかは現時点では確認が取れていない。
- 委員 その事実確認は、宿題としてお願いしたい。議事録は残っているだろうし、議会だより等を振り返れば何を質問したかどうかは、わかると思う。私は把握できていないので、事務局で作業をお願いしたい。ここでは、質問しようとしたことそのものが、介入ではないかという形の中で、問題になっているので、まず質問していないのであれば、介入した云々の話ですらないということ。そうであれば、何をもって介入したというふうに判断されたのかよくわからない。
- 会長 そういう一般質問があったかどうかについては、議会の議事録での確認を事務局に任せる。しかし、それはそれとしてそれを解決しないと次へ進めなくなるが。この件について、他に何か意見があれば。
- 委員 特になし
- 会長 特に、今の件を確認した上でということであれば次回に持ち越し次回の議論とすることに。
- それでは、次に入る。概要2ページ目の一一番上。
- 事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号」に関する事案を朗読。(行為の概要と違反していると思われる行為について、1件ずつ朗読)
- 会長 背景事情についてご質問あればお願いしたい。なければご意見をお願いしたい。
- 委員 前回資料でやりとりは確認した。最初の1番と同じだが、議員として、市職員が使っているグループウェアに対して質問をしての回答。そのような会話の中、そういうことだけの案件かというのが私の感想で、議員さんの意見陳述に過ぎないとと思っている。実際に、この発言によりグループウェアを変更せざるを得ないとか、グループウェアの仕様書を変えなければいけないとか何か事実があれば、もしかしたら、執行権の介入という話があるかもしれないが、もし、この発言以降に、このグループウェアに対して何も変更がないのであれば、単なる1議員として感想・意見を陳述した訳であって、それ以上でも以下でもない。つまりは、条例違反には当たらないだろうというのが私の感想。
- 会長 会話質問のレベルで特に問題なしというご意見だが。

副会長 特に問題はないと思う。

会長 何も話できなくなる。1番は問題なし。次は2番。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号」に関する事案、
2番を朗読。

会長 1番と同じかと思うが、いかがか。

委員 全く同様かと思う。

会長 意見の表明に過ぎず、特に圧力をかけたとは読み取れないと思うがいかがか。

副会長 それでよいと思う。

会長 特に問題はないとさせていただく。次3番に入る。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号」に関する事案、
3番を朗読。

会長 これは職員の感想のようだが。いかがか。

委員 1点だけ。これは感想に過ぎないので、例えば同席するときには、人数を限定するとか、あるいは、議員は同席しないこととか、何かそういった内規とかあるのであれば、それを、違反したかどうかって話は取れると思うが、そういうものがなければ、同席するかしないかは自由であるし、またそれを受け入れるかどうかも自由だと思うので、ルールがあるかどうかだけ確認したい。

会長 事務局いかがか。

事務局 議員が同席してはいけないということは確認していない。また、面談の際の人数については、市当局の方で、何人以内というのを求める場合があるかもしれないが、これについても把握していない。

議員の同席については、他の議員さんも面談の際に同席されているという実情があることは報告させていただく。

会長 そういうことを踏まえて、どうか。特に問題ないということでよいか。

委員 了承した。

会長 特に同席してはいけないというルールはないようであるが、何かあれば、次回、話を聞くとして、今回は、特に問題はないとさせていただく。次は4番目。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号」に関する事案、4番を朗読。

- 会長 この件、いかがか。背景事情含めて質問あれば先にお願いする。
- 委員 ここでも一般質問を考えているという文言が報告・連絡・相談シートにあるが、これを一般質問で何か市当局に聞いたのかとか、何か侵害のようなものがあったのか、このシートだけでは分かりにくく判断が難しい。
- 会長 そもそも、人事異動のやり方について意見を言うことは、別に何か引っかかるものなのかな。質問したかしないかというよりか、そういう質問自体、何か問題になるのか。
- 委員 先ほどの委員と同じ意見で、一般質問を考えているということで止まっており、先ほどと同じく、本当に一般質問されたのか、また、政治倫理条例に「市職員の公正な職務執行を妨げ、又は不公平な取扱いを」と書いてあるので、この質問によって人事が変わったとか、あるいは何か影響が及んだということであれば、条例に抵触すると思うが、ただ、質問しただけで、これがだめとなると、逆に言うと二元代表制を否定することになり、「質問するな。」と逆の話になり、逆圧力というか、議員に対する圧力になってしまって、質問をしたかどうかの確認とともに、それが影響を与えたかどうか、そこをまず確認するところから議論しなければならないと思う。
- 会長 確認をするのはいいが、質問をして、当局が考え直して、やり方を変えるというのは大いにあることなので、質問をした、だからやり方が変わったから圧力だというのはおかしいと思うが。
- 委員 それは飛躍している。おっしゃるとおり。
- 会長 質問すると言って、それが何か脅しみたいに感じたということであれば、それが圧力ととられているのかと私は考えた。質問すること自体がいいとか悪いとかではなくて、質問するぞと言いながら、いろいろ言うことが圧力になるのかなと感じた。違うか。
- 委員 永年、市役所にお勤めなっていた委員にお聞きするが、一般質問するぞということが圧力的な行為になるのかどうか。一般的には私はそうは思わないが。
- 会長 一般質問するから、この点について教えてというのは何も悪いことはないと思うが。この件についてはどうか。
- 委員 実際このシートから読み取れることは、市役所全体の人事方針について、問われたと理解している。それでいうと、先ほどからある、このこと

によって公正な職務執行を妨げたということにはならないと考えている。一般質問で、職員人事について市の考えを問うというのは、これまでにもあったことと思う。

会長 副会長、質問したか調べる必要は。

副会長 会長がおっしゃったように一般質問するぞということを議員が執行機関にほのめかすことは十分あり得るだろうと思っている。それだからといって、質問されるのが迷惑であるとか、そんなことは全くないはずである。そこまで執行権の侵害というふうに繋がってしまうことがあるのか、市役所のことを教えていただければ納得するが、これだけでは腑に落ちない。何か、特別の意図があって人事課の方も察知するのであれば話は別であるが、これだけのやり取りでは、侵害と、どうしてそこまで言うのか逆に言うと教えてほしい。そこらあたりは市役所勤めの経験のある委員がご存じであれば教えてほしい。

委員 一般質問自体は議員が席に来られて、このことで一般質問したいということは多々あり普通のことと思う。一般質問の中で、当局の方針であったり、当局の職員がやっていることは是非とか、そういうところだけ捉えて質問したり、それがさも間違っているかのように一般質問の中で言われることがあると適切ではないと私は思っている。十分当局の意見を聞いたうえで、間違っていることがあればただすべきで、その執行権をしっかり議員さんも認めながら、この方がいいのではないかという議論になれば、有効な一般質問になるけれども、そうではなく、当局への批判ばかりになるようなことなら、市職員の公正な職務執行を妨げるというところに、もしかしたら当てはまるのではという思いがある。

会長 議員は当局を批判することも当然あるし、当局も批判を受けて、その批判が全く的外れ、おかしいということであれば反論すればいいわけで、まず、そもそも私、これは問題あるのかという気がするのだけれど、どうだろうか。

委員 私も今の会長の整理のとおりだと思っている。役割が違うので、また議事機関と執行機関の中で、先ほど委員が言われたとおり、行き過ぎた批判のための批判とかについては、私もどうかと思うけれども、議員の1つの役割は、やはり問いただすことが仕事であると思う。その上で大事なことは、執行機関が異論に対する説明をすればいい話であり、市民の方々が、こういった質問ばかりする議員はおかしいと考えれば選挙で結果を示せばいいだけの話なので、何が問題なのかと思う。

会長 私は特に問題ないと考えているが、他に意見があれば。

もう少し議論を深め、一般質問したかどうか。確認は必要だろうか。

- 委員 参考情報として、知りたいと思う。ただ、結果には多分左右されないことだろうと思うが。副会長の言われるとおり、1つの何か口癖みたいになつているような気もしなくない。一般質問するぞみたいな脅しのように使うのはこれはちょっと。確かに萎縮効果に繋がる恐れがあるかもしれないのに、質問したかどうかも含めて、参考として聞きたいと思う。
- 会長 事務局の方で、これも6月以降に質問があつたかどうかの確認を。この件についてはそれからで、本日の結論は保留ということとする。
- 委員 異議なし。
- 会長 次のページに入る。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号」に関する事案、6番を朗読。

- 会長 背景事情について質問あれば。特にないようならば、私から。「学びときめきミーティング」の主催はどこか。市の主催か。
- 事務局 市の市民活動課の主催事業となっている。
- 会長 こういうものが開かれるときは、知らせがあつて出席するというものか。議員はどういう資格で参加しているか。
- 事務局 はっきりしたことはわからないが、一般参加の方の傍聴というのもあると思われる。事実確認はできていない。
- 会長 職務としてではなく、要するに、プライベートで傍聴に行った。
- 事務局 議会活動というものではなくて、議員個人の活動という形で活動されている。
- 会長 一個人としての参加。参加するのは申し込みやあらかじめ登録とかそういうものは不要なのか。
- 事務局 会議によっては事前申込みがあるものや、当日に傍聴できるものとかあるのでどちらに該当しているかは確認できていない。
- 会長 それでは個人の資格で当日行って傍聴されたという前提で議論してよいか。
- 委員 内容は読ませてもらった。人としてどうかという問題は当然あると思う。挨拶をしないとか無愛想とか、それは本人の問題でもあるので、挨拶しないよりはしたほうがいいと思う。ただ全国には、3万人以上いる議員の中には同じような方も多いおられて、それだけをもつて条例違反となると、もう皆さん条例違反者がいっぱい出ることになる。何が言いたいかというと、今回のその態度そのものは決して良くはないとは思うが、それをもつて条例違反かどうかというところのこの条文には、当てはまらない

いだろうと思っている。

しかし、本人もこういった声を受けてやはり改善すべき点があれば、改善した方がいいと思う。これは注意、口頭注意とかのレベルかと思う。議長が行政サイドからこういった声があることを聞いて注意を促すとか、先輩議員から、後輩議員に注意をするとか、研修を持つとかそのようなレベルの話であって条例違反には当てはまらないと思う。

会長 他の委員はいかがか。

委員 挨拶を無視したり、威圧的な態度をとるというのはモラルハラスメントの類の行為と一般に言われていると思う。ただ、この報告・連絡・相談シートにあるように、この表現だけで、ハラスメントに該当するのかどうかということと、ハラスメント認定は、どのようにするのかという疑問がある。例えば、県内の先進例で言うと、洲本市とか三田市あたりは、議会の中でハラスメント条例を定められているところもあるので、その辺りをクリアしないといけないハードルが何点かあるのかなと思う。この文面だけでは、ハラスメントに該当するのかなという、はてなマークがつくところです。

会長 モラルハラスメントという考え方もあるけれども、この発言だけでは当てはまるとは言えないということでよいか。

委員 そういうことである。

委員 今言われたのは5ページの1番目にも同じことがあるので、多分そこもあわせてコメントされたと思う。つまり、地位を利用して公正な職務を妨げただけでなくハラスメントにも同じ案件が出てくるのでそちらを含めた発言だと思う。

会長 特になければ、まとめていただいた結論としてよいか。

委員 了承した。

会長 それでは次に入る。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号」に関する事案、7番を朗読。

会長 議会での一般質問を問題にされている。何か意見があれば。

委員 事実確認を1点。通告して答弁が書かれるので、基本的には通告をしてからの質疑だと思うが、たまにやりとりの中で、無通告の質疑があつたりするのは当然かと思う。丹波市の慣例がわからないので聞くが、無通告による議案質疑というのはもう本当に皆無という状況の中で、これが今までの文化とか慣習を崩すような致命的な問題なのか、あるいは議会ごと

に無通告の質問も出たりするのか、その辺りの事実はどうか。

事務局 無通告による質疑について丹波市議会で認めている。

委員 あとは、発言を続けさせるか止めるかは議長の采配だと思うので、無通告の質疑がいいということではなくて、当然、流れの中で出てくるものかなと思う。しかし、それ自身が、条例違反にはならないだろうということかと。ただ、無通告によって、議案が進むことに対して議長が謝罪をしたということで、執行部の方に無通告による心理的負担をかけたかもしれないってことから、議長が謝罪をしたという時点で、これは問題じゃなくなっているといふか、クローズドしているのではないかというのが感じたことである。

会長 他に意見はあるか。

委員 私も一般質問の音声データを改めて聞いた。その中で、報告・連絡・相談シートの中に書いてあるようなこと、質問内容について条文解釈に執着し、ただの言葉遊びのような内容であったところが気になったので、音声データを聞いた。感想ではあるが、自分の条例解釈の意見に固執して、やりとりが進んでいるようにあって、そこに多くの時間が費やされていなかったので、私もその場にいたら、多分、困っただろうなという感想を持った。

この一般質問が市民のためになっているのかと大きな意味では思ったけれど、それはそれぞれ議員のいろんな一般質問があるし、私なんかも最後までかみ合わないまま終わったなというようなことも何回かあるけれども、条例違反までにはなっていないとは思う。

会長 自由な発言を妨げることがあってはならないと思うし、この件は、一応、議会レベルですでに解決済みであるという判断でよいか。

委員 了承した。

会長 それでは次のページに入る。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第5号」に関する事案、1番を朗読。

会長 同じような案件だが、1から3までまとめてでもいいが意見はあるか。

委員 質問に違いあるけれども、ここまででわかるのは人事だとか、社会教育に生涯学習に対して非常に関心が高い議員だということはわかった。そのため、こういった意見が質問として原課とのやりとり中で、出てきたのだと。それ以上でも、それ以下でもないのかなという感じがした。

この発言、やりとりによって、昇任とか採用とか、もし何か変化というか、行政が何かいやいや変えなきやいけないような状況がもし起きたの

であれば、それは問題だと思うが、それがないのであれば、単なるコミュニケーションの一環と捉える。人事に関心のある議員が、人事に対する質問をしてそれに対して回答があったと。これもそれ以上でもそれ以下でもないのかという感じがした。

会長 他の委員は、意見はないか。

副会長 今、委員が言われたように、人事異動とか人事そのものに対する問題点等をいろいろ指摘されている議員なのかなというそういう印象は受けた。それがそのまま、この要件の不当に関与していること、なぜ人事異動に不当に関与しているというふうになるのか。これだけでは難しい感じがする。

それで、4ページの3番目のところの最後で、人事や組織に関する情報まで聞き出そうとする意図が感じられた。これは、執行権の侵害と取れるというふうに、執行部側は述べているのだけれども、これ、ここのところの事実関係では、何か表に出してはいけない人事や組織に関する情報を聞き出すことに繋がっているのかと。わかりにくくて、どの辺がそのように思うのかというのは、人事から聞いた方がいいのかもわからないけど、そこら辺は、このような特定の職員の話ではなさそうなので、議員は、人事行政一般のやり方に対する問題点を指摘しているとも言えると思うが。不当に関与しているとまでは言い切れないのかなという感じはするのだが。これは私の意見で申し訳ない。

委員 不当な関与。この文面だけでは、多分伝わりにくいだろうと思う。職員としてその場に臨んだときに、その言葉の口調であったりとか、雰囲気であったりとか、そういうものは、この文章に表してしまうと、なかなか難しい。ただ職員がここまで感じているということは、私はわかるのでしっかりと受けとめてあげたいと思う。しかし、私もこの文章だけを見ると、違反しているとは思わないが、その場で、どういうやりとりで、どういう雰囲気で、どういうふうな圧力的なことを感じたのかというのは、その場でないときっとわからないんだろうなと感じている。文面からは本当に問題ではないようには思うが、その辺りの職員の思いみたいなところは、少し考えたいと思った。

委員 前回いただいた資料6の15ページ、このシートの中間あたりの記載、「ある職員は資格を取得したのに、異動になったということも言っているがどうなのか。」というこの一文。政治倫理条例で、いわゆる、人事に関する不当な圧力というのは、私は、個々の特定の職員の異動について、議員である立場を利用して圧力をかけるというのが、政治倫理条例で規定されていることと思う。その辺りにこの一文が該当しそうな気がする

がどうか。

会長 これが特にというのは、他の異動に関するいろいろな苦情的なものはあるけれど、これが特に問題であるというのは、どういう点か。

委員 これがもし、個人名が出たり、あるいはそれに対する人事課から個別に特定されるような形の中でもし回答があれば、確かに問題になることがあるかと思うけれども、もしこれがある職員という形でとどまっているのであれば特定できていませんので、そういう点においては、多分、会話の中で、知り合いの職員の話をしているのでしょうかが、なかなか難しい。個別とまでは言い切れない。職員といつても。

会長 ある職員といったら人事課の方はわかるのでしょうかね。

委員 資格に基づく職員も結構多いので、それは何の資格かということまで言ってしまえば、もしかすると特定できるかもしれないが、ある職員が資格って形だけであれば、何の資格なのか、誰だとか。先ほど委員が言われたようにニュアンスだと思うので私はわからない。

会長 実際に話をした職員が書いているのだから、書いてある範囲で判断するしかないかとは思うが。再現するわけにもいかないので。

委員 ここで言うある職員はというのは、おおよそ誰かということはこのやりとりの中では個人名は当然出てきていないけれども、応対側もわかつた上でのことかと思う。推測だが。

委員 事実関係は全くわからないが、議論のための前提条件として、情報の共有を。令和7年4月1日の行政職員の数は601人。小さい町村であれば、多分わかつてしまうのではないかと思うが、丹波市の人囗規模だと職員数も多く、また分散もされているので、ニュアンスは私もわからないけれど、職員数が600人である情報だけは多分共有した方がいいのかと思う。

会長 そういう人がいるからといって、だから、どうなのかという印象。全体の方針を変えた方がいいよということから、執行権の侵害とかそういうことになるのかと。こういう人もいるから人事方針そのものを考慮したほうがいいのではという意見。人事異動に関する不当な関与になるのだろうか。

副会長 ある職員と言われているので、これは特定しているわけではないと思っている。○○さんはこうだと言ったら駄目なのでしょうが、どうなのかと言っているわけで、別にどうしろと言っているわけではない。結果としてはここではよくわからないが、どうなのかと聞いている段階なので、不当性がなかなか見いだせないと感じる。これは逆にいと、ある職員は、資格を取っているけれども、異動させられたことをもって、一般論として、資格を取ったから何か配慮するというのが1つの方針的なこととして、

今後考えてほしいというふうにも受け取れたので、不当な関与ではないように思っていたということ。

また、他の委員からあったように、ある職員がもう特定されてしまうような状況であれば話は別なのかもしれないが、これだけではどうかと思うところ。

会長 一般論に移してしまえば、問題ないってことになるが。

副会長 審査会の意見として、こういうふうにとられかねないこともあったなら、この問題をうまく収めることができないものかと。これは、報告書の話に繋がってくるかもしれないけれども、例えば審査会の意見として、要するにはつきりと認定できなかつたとしても、こうすべきであったのではないかぐらいのことは、多分言える部分もあるのかなとは思っている。

会長 それはいいと思うけれど、手を挙げてこういうやり方はおかしいとされているのだから、だからそれをどうすればよかつたというのは、一般質問でもされただろうし、難しい。

副会長 後の話になるので、不当な介入ということは言い切れないというのが私の意見。

会長 不当までとは言えないという意見が多いようですがいかがか。

委員 こだわるわけではないですが、ある職員は資格取得したのに異動になったという、ここをもう少し読み碎くと、せっかく職務に必要な資格を取得したのに意に反して異動させられたというか、そういうふうに職員が思っていたと。これも推測の範囲ですが、それを見て家田議員が、この場合は総務部長に対して自分の思いを発言されたようだけれど、これはそういうふうに発言したことは、その職員と何らかのコンタクトがあつて、こういうふうになったのか。少し入りすぎかもしれないが、そういうようなことを感じた。

副会長 結局、今、ご発言いただいた委員の趣旨は、職員がそのような気持ちを持っていて、当該議員に対してその気持ちを伝え、その議員を動かして、人事をどうこうするということにも受け取れたのだけれど。それはそれで、何となく、これは執行機関側の問題になるのではとも思うところ。当該議員を使って、何か圧力を上司にかけているということであれば、結果、人事行政、自分の立場をなんかしようとなっていくのだろうと思いつつ。なので、本件とは全く違う話だけれども、そういうように受け取っていいのだろうか。

会長 当該議員がこういうふうに言ったのは、異動になった本人から多分、相談等があつて、それを聞いて、やはり人事方針自体がおかしいと思って批

判するのは、それは構わないのだろう。その人のために、おかしいやないかというのではなくて、それを一般論に敷衍すれば問題ない。

副会長 ただ、今、それをなんか、当該職員が何か利用しようとしたのかというふうにも取りましたけれども、これは違うか。

委員 今回の本質は、その前のおそらく1行かなと思っていて、要は異動の納得性にあるかと。つまり開示しないことに対して、そういうふうに、行政の人事にはキャリアパスがないということは、もう古くて新しい話で昔から言われ続けている。丹波市においてはそういった納得できる人事を少しでも進めるために、一般論として、個別の職員ではなく、解除していくような、納得性を上げていくことにすべきじゃないかと。これは至極真っ当な議論だと思う。

もちろん対応は難しいので、深読みすれば、特定の職員が、議員を通して口利きをしてもらって、自分の人事とかもあったかもしれないけれど、その蓋然性を考えるよりは、今回のこのよう、人事全般に対する意見が職員さんからするとうるさいというふうに多分思っていらっしゃるような節があって、このような報告・連絡・相談シートに繋がったのではないかなと思う。余りにも質問が多いので、当局が苦労しているという感じに繋がったのかなどの全体的な印象を持った。個別にしても全体にしても、この人事に関する一連の質問そのものが、直ちに条例にある、不当な介入だとかには繋がらないと感じた。

会長 全体として、そういう、思いとか意見を述べたにすぎず、特に押し付けとかはないと結論づけてよろしいか。

委員 了承した。

会長 概要の4ページの人事3件は結論が出たことを確認。

概要の5ページの1番も取扱いが終わっていることを確認。

会長 それでは次に入る。

事務局が「丹波市議会議員政治倫理条例第3条第9号」に関する事案、2番を朗読。

会長 背景事情について何か質問あれば。

副会長 これも事実関係がよくわからないけれど、人権侵害の恐れのある行為と請求人の方から言われている。具体的に誰の人権侵害の恐れがあると考えているのかよくわからない。特定された者の人権侵害の恐れがあるのか。9号を見る限りでは、嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人件侵害のおそれのある行為をしないことと言っているわけで。まず、積極的にというか、作為として、そういったことを誰かに対し

てやることを想定した条文かと思うのだが、この内容の受け取り方がわからなくて、具体的な丹波市の住民の方の話なのか。全体があって、何かされている、何か言っているとなると、婉曲的には、そのようになってくるのかもわからないが、ここだけ切り取られると、誰のというところが読み取れない。

会長 特定の誰ということではないと思われる。自分の体験を言っている。

副会長 神戸の話をやってもあまり意味がないので。

会長 発言内容もよくわからない。

副会長 事務局で何かわかっているのであれば、その前後関係的なところもあれば説明を。

会長 事務局でここに書いてある以上のことわざがあることがあれば。

事務局 ここにある資料以上のことわざを事務局としても把握はしておりませんが、9月10日開催の総務文教常任委員会での発言ということで委員会の会議録はある。一般にも公開している。

会長 書いてあるのは、その会議録から拾ったものか。それとも直接この書かれた職員が聞いたものか。いずれにしても、特定の人に対する人権侵害ということではもちろんないと思う。

事務局 会長の言われるとおり、特定の人への人権侵害ではなく、一般論として、丹波市が策定している人権施策の基本方針等に関して出てきた発言となっている。前回資料6の25ページあたりから書かれている内容は、自身の経験等を語られた際に発言された記録。これを書いた職員も会議に出席していたので、自分の感じた印象を事実として書かれているというところ。あくまでも、発言内容は、特定の事象について述べられたものではなかったと思う。

前回資料6の25ページ下段に発言された内容等が書かれておりますが、①から⑤までの発言があったと。26ページには、これを聞いた職員の所感をまとめた内容となっている。あくまでも、一般的な人権課題の関係のところで、同和問題についていろいろと議論された中で、議員の自己体験を交えた発言をされているがその内容に問題があるのではないかということかと。

委員 副会長と同じく、特定の人物に対する差別発言ではなく、市として人権教育とする力を入れてきたということも含めて、今回、当該議員は神戸市からの1ターンで丹波市の市議会議員になっているので、そのような教育の実情を知らない、まだまだ理解が浅いということ、これは事実かなとは思った。その上で、今回のことについて、前回資料の26ページの後半の方で市長が発言取消請求をして、家田議員が取り消すと発言されたと

いうことになっている。それであれば、もちろん、今後、最終的な報告書をまとめる段階で、人としてどうかという話も今日あったので、そのような理解を深めるべきとか、最後に報告に書かれることはあるかもしれません。しかし、取り消しているのに、それをまた問題としていくと、何のために取り消しをしたという話にならないかとも思う。これって、罪を償って罰金を払ったのに、また、その次、また問い合わせ続けるみたいな形になってしまったら、よくわからなくなってしまう。

この発言があったということは、事実として、今回、何が法的な問題かと、にわかにわからない部分もある。いずれにしても、行政サイドとして、この不穏当不規則発言という話の中で、整理をした上で、問題だということであれば、それを取り消した以上、それ以上追及するってことが果たして不適切なのかということを論点として挙げたいと思う。

いずれにしても、これだけをもって、特定の条例違反だということは無理があるのでないかと思っている。もちろん議員にも理解は深めてほしいとは思う。

事務局 先ほど委員が言われた取消しの関係ですが、前回の資料6の26ページの中段以降に書いてある、アスタリスクの2つ目は、9月26日開催の予算決算常任委員会の場において、家田議員が、別の事案で発言された内容を取り消された事柄を記載しており、ここでの人権問題に対する発言の取り消しとは別であることを報告させていただく。

委員 そうだとしても、このアスタリスク2つがないとしても、行政に対するあるいは人権、倫理に対する学びというか、丹波市での取組等については、議員として一市民として学び続けていただきたいと思うが、直ちに、これをもって人権侵害、条例違反だというのは無理があるというのが感じたところです。

会長 そういう理解でよろしいか。今後一層理解を深めていただきたいとコメントをつけるかどうかは別として。

委員 了承した。

会長 本日は、5ページまで終えた。以降は次回の取扱いに。

今ここで何か発言しておきたいことがあれば。

副会長 6ページにかかる内容は、これなかなかで、内容そのものについては、これから議論だと思っているが1点だけ事務局に確認したい。資料6の後半に関わってくる話で、34ページ、35ページのところで、要するに執行部側、市長名、教育委員会名で、議会に対してあるいはその当該議員に対して弁明の機会を与えるので出てこいということで、10月14日にこういう機会があったのかどうかということを確認したい。実際に、当該議

員が、議長とあるいは会派の代表と事務局長と一緒に出席したと理解してよいか。

事務局 議長の方に当局から、当該議員が説明をする機会を設けたいという相談があったが、議会としては法律的な根拠を含め慎重な取扱いを考え、当局とも協議保留にしており、結果、こういう機会はなかった。

副会長 もし、あれば、それは何に基づいてそんなことをやっているのかということになる。はっきり言って、受けなかったという、そういうふうに理解してよいか。延期になったわけではなくて。議会としては、それを受けなければならぬ根拠のようなものはないので、こんなことはやると大丈夫なのかなというのは、全くその次元が違う。別の委員が言われたところに関わるけれど、二元代表制に重なるので気になった。応じていないなら了解した。

会長 弁明の機会を与えるとは、何か処分をする前のこと。行われてないということ。

副会長 それ以上は追及しない。

会長 そういう前提で次回、この最後残ったところの議論をしたい。

委員 今、副会長と事務局とのやりとりの中で私もそこがちょっと気になつていて、何を根拠にこのような弁明の機会を作るのかというところ、これは二元代表を否定するような話になる。もしやってしまうと、逆に行政側が逆に訴えられるではないですが、問題になつてしまうことだったのではないかというのを私も感じていた。その上で、すでにいただいた資料の後半の方で、抗議やら、申し入れに対する回答は、それぞれに議員が、教育委員会に対しても、それから市長に対してやっている。それをもつて、一応、一往復しかしてないので、教育委員会と執行部はこれでは不満という内容だからこういった弁明の話だったのでしょうけども、一応これで解決というか、まだ未解決であるから、今回、この審査会をしていくっていう節もありますが、全くその対応してないわけではないので、それにおいては、内容の精査もさることながら、今回の問題点については、何をもつて解決するかわかりませんけども、一定、その当事者間でやりとりが完結したのではないかと思っている。そして、こういった行政からの弁明の機会に対しては、保留するということが結果であったわけありますので、それをもつて、一応何かこの審査会としては、次回、判断ができるのではないかと感じた。

会長 それでは、一応、議会答弁があったかどうかを調べておく宿題があったので事務局に任せます。

本日の会議はこれで終わる。

5 その他

- ・第3回審査会を1月19日（月）午前10時から、今回と同様にオンライン会議で開催（公開）することを確認した。
- ・第2回審査会会議録を可能な限り早期に作成し、委員に提供することを確認した。